

西宮市雨水貯留浸透施設設置助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の公共下水道区域内において雨水貯留浸透施設を設置する者に対し、その設置費用の一部を予算の範囲内において助成することにより、雨水の再利用及び地下浸透を促進し、もって都市型水害の軽減と健全な水循環システムの確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留浸透施設 雨水貯留施設及び雨水浸透施設をいう。
- (2) 雨水貯留施設 屋根に降った雨水を貯留する貯留槽及びその付帯設備をいう。
- (3) 雨水浸透施設 雨水を地中に浸透させる浸透枿をいう。

(助成対象施設)

第3条 助成金の交付対象となる雨水貯留施設は、別に定める「西宮市雨水貯留浸透施設設置技術基準」に準ずるものとする。ただし、申請1件につき雨水貯留施設1基を交付対象とする。

2 助成金の交付対象となる雨水浸透施設は、別に定める「西宮市雨水貯留浸透施設設置技術基準」に準ずるものとする。ただし、雨水浸透施設の設置工事は、西宮市下水道条例（昭和34年西宮市条例第9号）第19条第1項の規定により西宮市上下水道事業管理者（以下、「管理者」という。）が指定した者が行うものとする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、別図に示す助成対象区域内において、土地若しくは住宅の所有者、又は所有者の同意を得た使用者で、当該土地又は住宅に雨水貯留浸透施設を設置する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付を受けることができない。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体
- (2) 既に市の助成金を受けて雨水貯留施設を設置したことがある土地又は住宅に、雨水貯留施設を再度設置する者
- (3) 既に市の助成金を受けて雨水浸透施設を設置したことがある土地又は住宅に、雨水浸透施設を再度設置する者
- (4) 販売を目的とした土地又は住宅に雨水貯留浸透施設を設置する者
- (5) 開発事業等におけるまちづくりに関する条例（平成11年西宮市条例第74号）第2条に規定する開発事業に伴い雨水貯留浸透施設を設置する者
- (6) 前5号に掲げる者のほか、管理者が助成金の交付を不相当と認めた者

(助成金の額等)

第5条 雨水貯留施設の助成金の額は、購入費及び工事費の合計額の2分の1（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）に相当する額とする。ただし、助成限度額は30,000円とする。

2 雨水浸透施設の助成金の額は、材料費及び工事費の合計額の3分の2（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）に相当する額とする。ただし、浸透柵1基当たり10,000円を限度とし、助成限度額は40,000円とする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年4月1日から翌年2月末日（土日・祝日・年末年始等の閉庁日を除く）までの間で、かつ、雨水貯留浸透施設を購入、設置する前に、西宮市雨水貯留浸透施設設置助成金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- （1） 位置図
- （2） 設置予定場所の写真
- （3） 配置図（平面図、構造図）
- （4） 見積書（写し可）
- （5） 誓約書（様式第2号）
- （6） 雨水貯留浸透施設を設置する土地又は住宅の所有者が申請者と異なる場合は、当該所有者の承諾書（様式第3号）
- （7） その他管理者が必要と認める書類

（交付承認及び通知）

第7条 管理者は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査して交付の適否を決定し、適当と認めたときは西宮市雨水貯留浸透施設設置助成金交付承認通知書（様式第4号）により、適当でないと認めたときは西宮市雨水貯留浸透施設設置助成金不交付通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（変更の申出）

第8条 前条の規定により助成金の交付承認を受けた申請者（以下「交付申請者」という。）が、申請内容を変更しようとするときは、その旨を管理者に申し出なければならない。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、西宮市雨水貯留浸透施設設置助成金交付申請取下届（様式第6号）を管理者に提出しなければならない。

（完了報告）

第10条 交付承認者は、雨水貯留浸透施設の設置工事が完了したときは、その工事が完了した日から30日以内で、かつ助成金の交付承認を受けた日の属する年度の3月10日までに西宮市雨水貯留浸透施設設置工事完了報告書（様式第7号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- （1） 工事完了後の写真
- （2） 工事中の写真（助成金の交付対象が雨水浸透施設の場合のみ）
- （3） 工事出来高書及び領収書等（写し不可）

(4) その他、管理者が必要と認める書類

(完了検査)

第11条 管理者は、前条の規定に基づく報告書を受領したときは、完了検査を実施し、必要な場合には助言・指導を行い、又は条件を付することができる。

(確定通知及び助成金の交付)

第12条 管理者は、前条の完了検査において助成金の交付承認の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付承認者に西宮市雨水貯留浸透施設設置助成金交付額確定通知書（様式第9号）により通知する。また、適合しないと認めるときは、交付承認者に西宮市雨水貯留浸透施設設置助成金不交付通知書（様式第5号）により通知するものとする。

第12条の2 交付申請者は、交付額確定通知を受領した後、次の各号に掲げる書類を添えて、西宮市雨水貯留浸透施設設置助成金交付請求書（様式第8号）を助成金の交付承認を受けた日の属する年度の3月末日までに管理者に提出しなければならない。また、管理者は、請求書を受領後は、速やかに助成金を交付するものとする。

- (1) 西宮市雨水貯留浸透施設設置助成金交付額確定通知書の写し
- (2) その他管理者が必要と認める書類

(交付承認の取消し)

第13条 管理者は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付承認の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第10条の規定に基づく報告書が、助成金の交付承認を受けた日の属する年度の3月10日までに提出されないとき
- (2) 第12条の2の規程に基づく請求書（様式第8号）が、助成金の交付承認を受けた日の属する年度の3月末日までに提出されないとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 助成金の交付承認の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第14条 管理者は、前条の規定により助成金の交付承認を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(維持管理等)

第15条 助成金の交付を受けて雨水貯留浸透施設を設置した者は、助成金交付の日から7年以上当該施設を存続させなければならない。また、当該施設が廃止されない限りにおいて、その適正な維持管理に努めなければならない。

2 助成金の交付を受けて設置した雨水貯留浸透施設により、助成金の交付を受けた者又は第三者に事故、問題等が生じて、管理者はいかなる責も負わないものとする。

3 助成金の交付を受けて雨水貯留浸透施設を設置した者が、転居等に伴い当該施設を第三者に譲渡するときは、その譲渡を受ける者に前2項を承継させなければならない。

(立入検査)

第16条 管理者は、助成事業の適正な執行を確保するために、助成金の交付後、必要に応じて雨水貯留浸透施設の設置状況を現地において確認することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。